

### 3 その他の温室効果ガス排出抑制対策

#### (1) フロン類\*<sup>1</sup>の回収・破壊【環境政策課・循環社会推進課】

冷蔵庫やエアコンの冷媒\*<sup>2</sup>などとして幅広く使用されてきたフロン類は、オゾン層\*<sup>3</sup>が破壊されることが明らかとなって以降、代替フロンへの切り替えが進みました。しかし、代替フロンは温室効果が非常に高い（例えば、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は二酸化炭素の約100～10,000倍以上の温

室効果があるといわれる。）ことから、これらのフロン類を使用している機器は、その種類により、家電リサイクル法、自動車リサイクル法またはフロン排出抑制法に基づき、フロン類の適正な回収・破壊作業が進められています。

#### ① 法律に基づく規制

表1-2-2 フロン回収に係る法律

	フロン排出抑制法 <sup>注1</sup>	家電リサイクル法 <sup>注2</sup>	自動車リサイクル法 <sup>注3</sup>
概要	平成14年4月から業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器について、冷媒フロン類の回収を義務付けています。	平成13年4月から家電製品のリサイクルに併せて、家庭用の冷蔵庫とルームエアコンについて、冷媒フロン類の回収を家電メーカー等に義務付けています。	平成17年1月からカーエアコンについて、冷媒フロン類の回収を義務付け <sup>*4</sup> ています。

(注1)「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

(注2)「特定家庭用機器再商品化法」

(注3)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

#### ② 県の取組み

フロン排出抑制法および自動車リサイクル法に基づくフロン類充填回収業者等の登録を行うとともに、

回収・引渡しが適正に実施されるよう登録業者等への立入検査に伴う指導等を行っています。

表1-2-3 フロン排出抑制法に基づく回収量  
(令和6年度)

第一種特定製品* <sup>5</sup>	
回収台数(台)	6,009
回収量(kg)	29,905

表1-2-5 自動車リサイクル法に基づく回収量  
(令和6年度)

	使用済自動車
フロン類回収量(kg)	2,369

表1-2-4 フロン排出抑制法に基づく登録業者数  
(令和7年10月1日現在)

	第一種フロン類回収業者
登録業者数	576

表1-2-6 自動車リサイクル法に基づく登録業者数  
(令和7年3月末現在)

	フロン類回収業者
登録業者数	62 <sup>注</sup>

(注) 福井県が登録している業者数であり、福井市の登録業者数は含まれていません。(福井市は平成31年4月1日に中核市に移行)

\*<sup>1</sup>フロン類：ふっ素と炭素等からなる化合物でクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の一つとされており、破壊する程度の強いフロンは、平成7年末で生産が全廃されています。主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

\*<sup>2</sup>冷媒：冷凍機や冷房機内を循環して、圧縮による液化・放熱、気化・吸熱を繰り返し、冷却するための媒体として用いられる物質で、アンモニアやフロンなどがあります。

\*<sup>3</sup>オゾン層：地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層をいい、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

\*<sup>4</sup>義務付け：カーエアコンについては、平成14年10月からフロン回収破壊法において冷媒フロンの回収が義務付けられていましたが、自動車リサイクル法の施行に伴い移行しました。

\*<sup>5</sup>第一種特定製品：フロン排出抑制法において、冷媒としてフロンが充填されている機器のうち、業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器を第一種特定製品と定義しています。